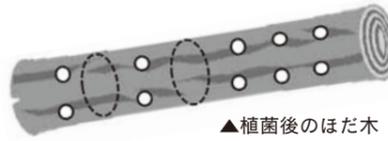


しいたけほだ木造成緊急支援事業のご案内

平成26年度から、しいたけの消費拡大・価格対策、そして世界農業遺産に認定された原木生産システムの保全意識の醸成を図ることを目的に、3年間に限り緊急的に「ほだ木造成経費」を支援します。

1. 補助対象者 国東市内に住所を有する原木しいたけ生産者
2. 補助対象要件
 - ・年間ほだ木造成本数1,500本(3万駒)を超える生産者
(例)造成本数5,000本の場合→5,000本(10万駒)−1,500本(3万駒控除)=3,500本が補助対象
 - ・県内で生産された原木を使用していること
 - ・県内で接種されたほだ木であること
 - ・下刈りや萌芽整理等、更新に伴う作業をすること
3. 補助金額 20円/本 (1.0円/駒)
4. 申請受付開始日 4月8日(火)



▲植菌後のほだ木

低温菌乾しいたけ種駒助成のご案内

平成26年度から「しいたけほだ木造成緊急支援事業」導入に伴い、「低温菌乾しいたけ種駒」の助成内容が変更されます。

1. 補助対象者 国東市内に住所を有する乾しいたけ生産者
2. 補助対象要件 低温菌補助対象種駒を10,000駒以上購入・植菌していること
3. 補助対象種駒 12品種(121、908、新908、春太、春光、115、170、169、193、木片1、スーパー1、豊国(追加))
4. 補助対象経費



(新)	(旧)
購入・植菌数 10,000駒以上 30,000駒以下とする ※ 5,000駒控除を廃止 ※ 30,001駒以上については、ほだ木造成緊急支援事業を適用	購入・植菌数 10,000駒以上とする (内、5,000駒を控除)

5. 補助金額 0.5円/駒 (10,000駒以上30,000駒以下)
※30,001駒以上については、「ほだ木造成緊急支援事業」を適用します。

6. 申請受付開始日 4月8日(火)

《参考》 購入・植菌数に応じて助成金額が異なりますので、必ず下記を参照ください。

(例1) Aさんの購入・植菌数が(低温菌)80,000駒(春太、新908)の場合→総植菌数=80,000駒	
「ほだ木造成緊急支援事業」→	80,000駒(総植菌数)−30,000駒(控除分)=50,000駒 50,000駒をほだ木1本あたりに換算すると、50,000駒÷20駒/本=2,500本(補助対象) (補助金)2,500本×20円=50,000円
「低温菌乾しいたけ種駒助成」→	(補助金)30,000駒(低温菌)×0.5円=15,000円
	合計65,000円
(例2) Bさんの購入・植菌数が(中温菌)60,000駒(290)	
	(低温菌)20,000駒(121、新908)の場合→総植菌数=80,000駒
「ほだ木造成緊急支援事業」→	80,000駒(総植菌数)−30,000駒(控除分)=50,000駒 50,000駒をほだ木1本あたりに換算すると、50,000駒÷20駒/本=2,500本(補助対象) (補助金)2,500本×20円=50,000円
「低温菌乾しいたけ種駒助成」→	(補助金)20,000駒(低温菌)×0.5円=10,000円
	合計60,000円
(例3) Cさんの購入・植菌数が(中温菌)80,000駒(ゆう次郎、290)の場合→総植菌数=80,000駒	
「ほだ木造成緊急支援事業」→	80,000駒(総植菌数)−30,000駒(控除分)=50,000駒 50,000駒をほだ木1本あたりに換算すると、50,000駒÷20駒/本=2,500本(補助対象) (補助金)2,500本×20円=50,000円
「低温菌乾しいたけ種駒助成」→	(補助金)中温菌のみ植菌のため、補助対象外になります。
	合計50,000円

問い合わせ 林業水産課 林業係 ☎ 0978-72-5198

軽自動車・バイクなどの変更手続きはお早めに!

■ 軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分が課税されます

あなたが所有している車両が、すでに廃棄・滅失されている時は、廃車の手続きが必要です。また、他者に譲渡されている時は、名義変更の手続きをしなければなりません。この手続きを怠ると、あなたに軽自動車税がかかります。なお、下記の場合も変更の手続きが必要です。

◎所有者が死亡した場合

所有者が死亡された場合は、新たにその車両を使用する人に所有者の変更をしなければなりません。

◎市外へ転出する(した)場合

軽自動車税は、原則として車両の主たる定置場である市町村で課税されます。住所地や車両を使用する本拠地が変わった時には、すみやかに変更の手続きをしなければなりません。

★廃車(廃棄・譲渡・滅失など)のときは、標識(ナンバープレート)を返却してください。

・詳しくは下記の「手続き場所」へお問い合わせください。

車種	手続き場所
原動機付自転車(バイク125cc以下) 小型特殊自動車(農耕作業用・その他一般)	・国東市役所 税務課・各総合支所 地域総務課 ・転出先の市区町村役場税務担当課
二輪または三輪の軽自動車(バイクなど250cc以下) 四輪の軽自動車 (660cc以下の軽乗用車・軽貨物トラック)	・転出先のお住まいを管轄する全国軽自動車協会連合会の各事務取扱所または、自動車取扱店
二輪の小型自動車(バイク251cc以上) 四輪の軽自動車(営業用)	・転出先のお住まいを管轄する国土交通省の各運輸支局または、自動車取扱店

■ 平成26年度の軽自動車税「減免」のお知らせ

身体(精神)に障がいがある方が所有する軽自動車の税金は、一定の要件を満たす場合、申請により減免することができます。

申請期間 4月1日(火)から5月26日(月)まで

※この期間以外での受け付けはできません。

減免を受けることができる自動車は、障がい者一人につき1台のみです。

※普通車で減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。

昨年度、減免を受けた方も毎年度申請が必要です。申請には、「身体障害者手帳」「自動車検査証」「運転免許証」のコピーが必要です。

障がいの等級などによっては、減免の対象とならない場合もあります。

標識(ナンバー)のない農耕用小型特殊自動車の運行は違反です

下記の小型特殊自動車には、標識(ナンバー)の取付けと表示が義務づけられています。標識を表示せずに運行すると法令違反になりますのでご注意ください。小型特殊自動車の標識は、国東市役所の税務課または各総合支所の地域総務課の窓口で交付しています。

◎標識(ナンバー)が必要な小型特殊自動車

【農耕用 ※乗用の車両】

・トラクター、コンバイン、田植え機、薬剤の散布車(スプレーヤー)など

【一般用 ※小型で最高時速15km以下の車両】

・フォークリフト、ホイール(ショベル)ローダ、草刈作業車など

問い合わせ 税務課 管理係 ☎ 0978-72-1111 (内線187)